

法人の生命保険の取り扱いについて

●はじめに

節税対策として、法人名義で生命保険に加入している方も多いのではないのでしょうか。

そこで、法人の加入する生命保険の種類と、経理処理について説明します。

●生命保険の種類

生命保険の種類は次の三つに分けられます。

1. 定期保険
2. 養老保険
3. 終身保険



●定期保険

定期保険は平準定期保険と逓増定期保険に分けられます。それぞれ次の特徴があります。

① 平準定期保険

平準定期保険は一定の期間（例えば5年や10年等）を保障する掛け捨ての保険です。

この保険は満期保険金がなく、解約返戻金も少額であることが一般的ですが、養老保険や終身保険に比べると保険料が割安なので、資金繰りに余裕がないときや、低めの保険料で死亡保障を必要とする場合に有効です。

この保険は全額を損金計上することができます。

② 長期平準定期保険

平準定期保険のうち、保険期間満了の時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時の被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものは、『長期平準定期保険』となり、支払った保険料の1/2しか損金計上することができません。

例えば次のような場合です。

契約者	被保険者	保険金の受取人
法人	社長	法人

※社長は50歳、保険期間は80歳までとする。

$50 + (80 - 50) \times 2 = 110 > 105$ ∴ 長期平準定期保険

③ 逓増定期保険

逓増定期保険は経過期間に応じて、死亡保険金が増加していく定期保険です。

この保険は条件に応じて1/4～1/2を損金計上することができます。

●養老保険

養老保険には次の特徴があります。

- ① 一定の期間を保障（例えば5年や10年等）
- ② 満期保険金あり
- ③ 定期保険、終身保険より保険料が割高

養老保険は、何事もなく満期を迎えると満期保険金を受け取ることが出来るため、貯蓄性の高い保険です。役員の退職金や死亡退職金の準備として有効な手段となります。

ただし、役員や従業員全員が加入しなければ、保険料は役員や従業員への給与としてみなされ、1/2 損金計上することができないので、注意が必要です。

保険料の受取人によって、経理処理は次のように変わります。

契約者	死亡保険金の受取人	満期保険金の受取人	経理処理
法人	被保険者の遺族	法人	1/2資産計上、1/2損金計上
法人	被保険者の遺族	被保険者	役員または使用人に対する給与
法人	法人	法人	全額資産計上

●終身保険

終身保険とは、一生涯払い続ける保険です。終身保険には次の特徴があります。

- ① 一生涯の保障を確保できる
- ② 解約返戻金がある

終身保険と前述の2つの保険との大きな違いは、一生涯の保証を確保できることです。

しかし、解約時は解約返戻金、死亡時は死亡保険金が戻ってくるため、損金計上することはできず、全額資産計上となります。

突然多額のお金が必要となる場合や、役員の退職時や死亡時に備えて貯蓄しておくためには有効ですが、損金計上できないため、節税対策には向きません。

●注意点

保険金は解約した時や満期を迎えた時に課税されるので、目的に合わせて保険に加入することが重要です。

(桑江 共美)